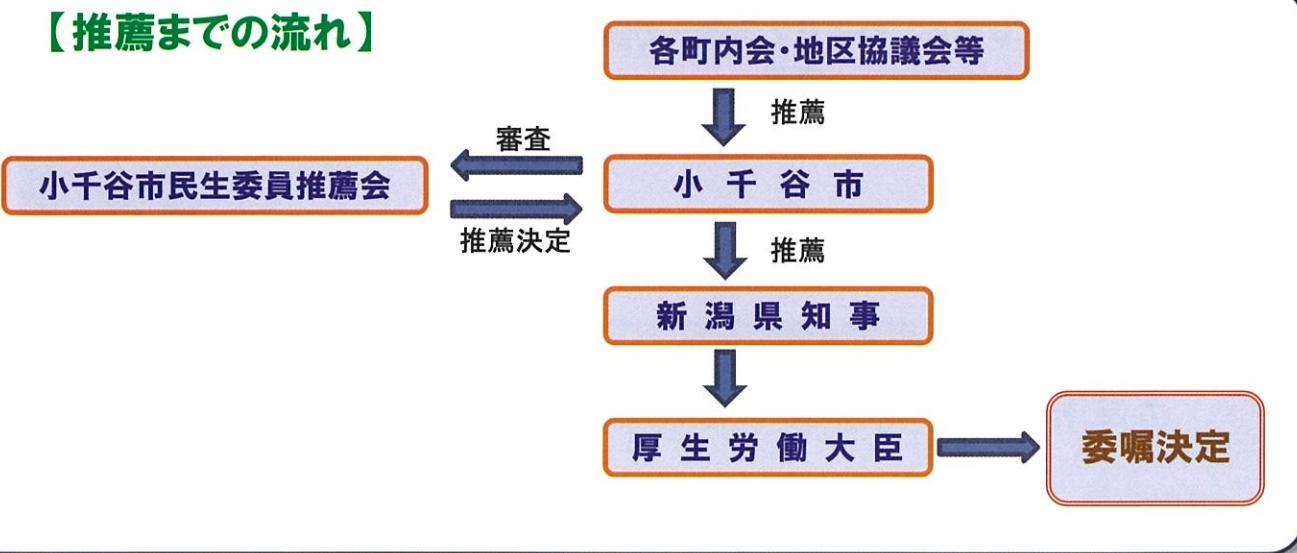


民生委員・児童委員が委嘱されるまで

- 各町内会、各地区（地区協議会等）からの推薦により、小千谷市民生委員推薦会の審査を受けて新潟県に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

【推薦までの流れ】



資格・適格要件など

- 委嘱時の年齢が原則 75 歳未満であること
(ただし、地域の事情により選出が困難な場合は、その限りではありません)
- 生活が安定し、健康であり、民生委員・児童委員活動に必要な時間が割ける者
- 地域に居住し、地域の実情を把握しており、住民が気軽に相談できる者
- 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって差別的な取り扱いをすることなく、職務を行うことができる者
- 個人の生活上、精神上、身上の秘密を固く守ることができる者
- 民生委員の職務上の地位を政党又は政治的目的のため利用するおそれがない者

民生委員・児童委員の地域福祉活動にご理解、ご協力をお願いいたします。



(おぢや健康福祉まつり PR活動の様子)

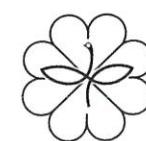
小千谷市民生委員児童委員協議会
(事務局)
小千谷市 福祉課 生活福祉係
電話 0258-83-3517

－あなたの身近な相談相手－

民生委員・児童委員について



みんなの暮らしを応援するため、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。住民の立場で地域の困りごとをみなさんと一緒に考えサポートしています。



小千谷市民生委員児童委員協議会
小千谷市

民生委員・児童委員について

— どんな制度？ —

- ・民生委員法により、厚生労働大臣から無報酬のボランティアとして委嘱されます。
- ・100年続いている歴史ある制度です。
- ・全国約23万人の委員が活動中です。
- ・任期は3年です。※補欠者任期は残任期間
- ・特別職の地方公務員とみなされます。

— 期待されること —

- ・福祉サービスは申請主義なので、サービスを知らずに利用できないままになるおそれがありますが、地域住民の立場で活動する民生委員・児童委員は、福祉に関する困りごとを抱える住民を把握し、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」として期待されています。

— 民生委員・児童委員の職務 —

※民生委員は児童委員を兼務します。

民生委員

- ・日頃の見守り活動を通じて、支援が必要な住民の生活状況を把握
- ・支援が必要な人に相談や支援を実施
- ・支援が必要な人に福祉サービス等の情報提供
- ・福祉事務所など関連機関への協力
- ・地域福祉推進活動を実施



児童委員

- ・児童及び妊産婦が健全に生活できるよう生活状況を把握
- ・児童の健全育成に関する気運の醸成
- ・福祉事務所など関連機関への協力
- ・児童虐待防止への取り組み
- ・児童相談所への虐待通報

※担当エリアを持たず、児童委員活動を中心に行う「主任児童委員」に指名される民生委員・児童委員もいます。

— プライバシーを守ります 気軽にご相談ください —

- ・民生委員・児童委員は、民生委員法により守秘義務が課されています。
- ・相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行うので、安心して相談することができます。
- ・お住まいの地域の担当民生委員・児童委員を知りたいときは、市役所にお問い合わせください。



民生委員・児童委員の活動について

① 見守り活動や生活上の様々な相談に応じています。

- ・高齢者のひとり暮らしや子育て世帯への訪問
- ・見守り対象世帯の異変時の通報
- ・困りごとを抱える住民への助言・支援



② 市役所など関係機関との連絡窓口としてサポートします。

- ・地域住民への情報提供及び関係機関への橋渡し
- ・避難行動要支援者（同意者）名簿への登録の呼びかけ
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務への協力



③ 地区民生委員児童委員協議会を組織し、地域活動への参加や、資質向上に努めています。

- ・地区の民生委員・児童委員で連絡・報告・情報共有を行う「定例会」を毎月開催
- ・地区民生委員児童委員協議会で独自の地域活動や見守り活動の企画・実施
- ・自治会・町内会活動や各種研修会への参加



地区民生委員児童委員協議会とは…

- ・民生委員法に基づき、委員同士が協力しながら、職務を機能的・効果的に遂行し、相互向上することを促進するために組織する団体です。
- ・民生委員・児童委員が自主的に運営し、連絡会議「定例会」が月1回程度開催されています。